

第20回

政策評価に関する有識者会議

2012年5月21日

金融庁 総務企画局政策課

午後1時28分 開会

○鈴木政策評価室長 本日は大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。皆様おそろいになりましたので、ただいまから第20回の政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

本日、神作委員におかれましてはご欠席ということで事前にご意見を頂戴いたしましたので、席上に配付させていただいております。ご覧いただければと思います。

本日の議事進行は富田座長をお願いしてございます。それでは、富田座長、よろしくお願いいいたします。

○富田座長 本日は皆様、ご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。

議事次第に従いまして、「金融庁における政策評価に関する基本計画（案）」及び「平成24年度金融庁政策評価実施計画（案）」について、まず事務局より説明を受けまして、それから皆様のご意見を伺いたいと思います。

報道関係の方々におかれましては、ここでカメラ撮影は終了とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木政策評価室長 それでは、私からご説明させていただきます。ただいま座長からもご案内がありましたが、今年度の政策評価におきましては、毎年度策定する実施計画だけではなく、3年から5年の間で策定することとされております基本計画につきましても見直しを行っておりますので、「金融庁における政策評価に関する基本計画（案）」と「平成24年度金融庁政策評価実施計画（案）」につきまして、まずお手元の資料1-1と資料1-2に沿ってご説明させていただきます。両方についてご審議いただければと思います。

それでは、資料1-1をおめくりください。まず、今回、基本計画の策定に当たって、「金融庁における政策評価に関する基本計画の考え方」を作成させていただきました。この「考え方」は、今回の基本計画におきまして、個々の施策を実施することによって政策目標を実現していくに当たっての全体的な考え方を示したものです。

まず、今回、平成24年4月から5年間にわたる基本計画を策定するに当たっては、以下の3つの基本政策を定めることといたしました。1つ目は、経済成長の礎となる金融システムの安定、もう一つは、利用者の視点に立った金融サービスの質の向上、3つ目が公正・透明で活力ある市場の構築です。金融行政が目指すのは、これらの3つの基本政策を追求することにより、金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、顧客に対して、

顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されることはもちろんのこと、それだけではなく、顧客の実態に応じて資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供され、また、顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われるということ、こうした金融仲介機能の発揮を通じまして、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくということと考えております。

次に、それぞれの基本政策のもとに位置づけられる施策の策定・実施に際しましては、以下の3つの要請をそれぞれ両立させることを目指す必要があると考えております。1つ目が、「金融システムの健全性の確保」と「金融の円滑化」、2つ目は、「利用者の保護」と「利用者利便の向上」、3つ目が、「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」です。いずれもどちらかだけを目指せばいいのではなく、それぞれの要請を両立させることを目指す必要があります。

また、具体的な施策の実施に際しては、金融システムの安定性の確保や、利用者保護等を脅かすリスクを早期に把握して、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指すということとしております。また、中長期的な社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需用者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す必要があると考えております。さらに、質の高い金融仲介機能の発揮に向けては、金融機関等の自主的な努力を尊重することが大事ですが、それとともに、金融機関等の活動が経済や国民の観点から見て、より信頼され、満足度の高いものとなるように促すことが重要であると考えております。

これらの施策を進めるために、金融庁といたしましては、国民の立場に立って、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らして重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指すということを基本計画の冒頭での考え方として明らかにしております。

この考え方にに基づき、次に、平成24年度から28年度までの基本計画における基本政策と施策の体系、それから24年度実施計画における個別の事務事業の内容について資料1—2でご説明させていただきたいと思っております。基本計画（案）の欄で示している基本政策と施策が、24年から28年の基本計画の体系です。この体系のもとで、政策を実現するために、実施計画に基づいて24年度に実施する事務事業を、24年度事務事業（案）として掲げております。上から説明させていただきます。

1つ目、先ほどご説明いたしました、基本政策の1つ目は、「経済成長の礎となる金融シ

システムの安定」ですが、これを実現するために3つの施策を実行する必要があると考えております。1つ目が、個別の金融機関の健全性を確保するための制度・環境の整備であり、24年度の実施計画におきましては、金融機関の健全性を確保するためのルール整備を行うとともに、検査、監督をそれぞれ実施してだけでなく、一体的なモニタリングの推進が、より重要になってきていると考えております。

2つ目は、我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備であり、こちらについても、国際的な議論も踏まえまして、金融システムの安定確保のためのルール整備を進めていくとともに、破綻処理に備えました体制を十分に備えていくことが必要であろうと考えております。

3つ目が、金融システムの安定性を確保するための経済・市場の全体にかかるリスクの把握と行政対応です。24年度におきましては、経済・市場の動向その他の内外におけるさまざまなリスクを的確に把握して、その要因の分析と効果的な行政対応に努めていくこととしております。

2つ目の基本政策に移らせていただきます。2つ目の基本政策は、「利用者の視点に立った金融サービスの質の向上」であり、この基本政策についても、3つに分類した施策を進めて、基本政策を達成していこうと考えております。

1つ目は、利用者、これは金融サービスの受け手、資金の出し手、両方に共通することですが、すべてのサービスの利用者が安心してサービスを受けられるための取組みです。2つ目の施策については、資金の借り手が必要な金融サービスを受けられるための施策を位置づけております。3つ目は、今度は資金の出し手として資産形成を行う方々が、真に必要な金融サービスを受けられるための取組みを位置づけております。

それぞれ24年度の実施計画におきましては、1つ目の安心にかかる取組みとして、顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための取組みを進めていきたいと考えており、具体的には、顧客の属性に応じて商品が開発され、顧客の目線に立って営業が行われることを促すとともに、当局において相談体制を充実させることや、金融ADRの取組みの着実な実施を進めること等を考えております。

2つ目の資金の借り手に関する取組みについては、24年度においては顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮するための取組みとして、貸付先のライフサイクル等に応じてきめ細やかな対応がなされるように促すことを考えておりまして、具体的には、地域密着型の金融の促進や、中小企業の経営改善、事業再生の支援、それから企業のアジ

ア進出支援の取組みを考えております。

3つ目ですが、資産形成を行う方々が、必要なサービス、さまざまなサービスを受けられるようにするための制度、環境整備として、具体的には投資信託法制ですとか保険商品サービスの提供のあり方についての検討を行い、それから、金融資産を成長資金に転換することや資産形成への寄与のあり方についての検討を進めることとしております。

3つ目の基本政策ですが、「公正・透明で活力のある市場の構築」ということで、こちらについては5つの施策により政策を実現していこうと考えております。この施策については、市場を構成する要素ごとに施策を分類しております。1つ目は、決済システムなどの市場のインフラの構築ということで、24年度の事務事業においては、店頭デリバティブ取引についてのインフラの構築、EDINETの整備等を進めていくことを考えております。

2つ目は、市場機能の強化、あるいは市場の競争力や活力をより生み出していくための制度・環境整備ということで、24年度においては具体的には総合的な取引所にかかる創設の推進、不動産投資市場の活性化、上場企業等の実効性の企業統治のあり方に関する検討等を行うこととしております。

3つ目は、市場取引の主体や上場企業に対して、公正性・透明性を確保するための取組みで、インサイダー取引規制の見直しの制度整備を進めるとともに、市場監視や取引調査、開示検査を行い、悪質な場合には犯則事件に関する厳正な調査を実施する取組みを進めてまいります。

4つ目は、市場の仲介機能に着目し、金融商品取引業者に対する検査・監督、金融商品取引業者の自主規制機関との適切な連携を進めてまいります。

5つ目は、市場機能を発揮する基盤となる会計監査に関する取組みで、監査基準の整備に関する対応、公認会計士、監査法人等に対して適切な監督をするほか、優秀な会計人材の確保に向けた取組みを推進していくことを考えております。

以上が、冒頭で申し上げました3つの基本政策ですが、このほかに4つ目のものとして、横断的な施策を位置づけさせております。今までの3つの政策に共通するものとして、以下の取組みを掲げております。

1つ目と2つ目は、国際的な政策協調・連携強化ですが、1つ目については、国際金融監督機関における国際的なルール策定への貢献や、監督における海外監督当局との連携強化です。2つ目は、特にアジア諸国との関係で金融資本市場の整備や、市場の一層の開放

に向けた政策協調、働きかけを行うために、24年度においては、一層の働きかけを行うことのほか、金融行政当局との人材交流等を進めていくということを考えております。

3つ目の施策は、金融サービスの提供者である金融機関等に対する事業環境の整備の取組みです。金融機関が、さまざまな積極的な取組みをしやすいようにするための規制緩和、制度改革の推進を進めていくとともに、日々の行政において、事前確認制度を適切に運用していくことを考えております。

4つ目は、内外に積極的に情報発信するということで、金融行政にかかる広報を充実させるということとしております。

5つ目は、金融経済リテラシーの向上のための取組みで、金融サービスの受け手、利用者に対して金融経済教育を推進していくことを考えております。

これらの政策を進めるに当たりまして、金融庁の内部的な業務支援基盤の整備に取り組むこととしております。簡単に説明させていただきますと、1つ目は、人材の確保と資質の向上が重要であるということで、官民人材交流等を促進するということとしております。

2つ目は、知的資源を有効に活用していくということで、学術的成果を金融行政に導入・活用するために、金融行政の参考となる調査研究を進めるとともに、産・官・学の連携強化を図ることとしております。

その他といたしまして、情報システムの活用、それから東日本大震災を踏まえまして、災害等の発生時に金融行政の継続を確保する取組みを強化することとしております。

以上で基本計画と、24年度の実施計画の概要の説明を終わらせていただきます。

○富田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方よりご意見をお伺いしたいと思います。まず、翁委員、吉野委員からご意見を賜りたいと思います。そこでいったん区切らせていただきまして、神作委員からのご意見も含め、金融庁側からお答えをいただきたいと思っております。

それでは、翁委員よりよろしく願いいたします。

○翁委員 ご説明ありがとうございました。今回の金融庁の政策評価に関する基本計画については、先ほどご説明いただきました考え方というのが示されていて、「経済成長の礎となる金融システムの安定」以下の3つの目標と、それぞれの基本政策と、そのもとでの2つの要請を両立させるということが明確になってきて、非常にわかりやすいと感じました。

それでは、3点ご質問申し上げます。1点目でございますが、Ⅲの「公正・透明で活力のある市場の構築」の4に当たると思うのですが、最近、A I Jの問題を巡って、年金の

運用について改めていろいろな課題が出てきていると思います。この中の記述にもありますように、金融庁としてもご対応いただくということが幾つかの項目に書かれてございます。具体的には37ページになりますが、「投資一任業者についてその業態、顧客の特性に鑑み、監督部局の一斉調査の結果等も踏まえて集中的な検査を行う」とか、「年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化するとともに、外部からの有用性の高い情報を収集する専門の窓口を開設する」という対応が書いてございます。具体的にこういった検査などを踏まえ、こういった対応をされようとしているのか、特に信託銀行とか投資顧問などについて今後どういうご対応をとっていかれるというお考えがあるのかということと、それから、年金の運用に関しましては、それぞれ受託者責任というのはアメリカなどではエリサ法のような企業年金全体に関連する法律が定められて、ブルーデントマンルールみたいなものが確立されています。これから高齢化が進んで年金の運用というのが大事になっていく中で、こういった受託者責任とか年金の運用者にかかる意識の向上を図っていくことが必要だと思うのですが、そういった課題についてどのようなお考えをお持ちかということをお伺いしたいというのが1点目でございます。

それから2点目でございますが、横断的な施策の中の「アジア諸国における金融資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調」という項目がございますが、今、日本にとってアジアの成長を取り込みながら成長していくことが極めて重要だと思います。そういった中でインフラ関連の輸出とか、非常に大規模で長期の資金調達が必要になってきていることとか、また、ソフトカレンシーなどの資金繰りでのニーズが高まるなど、目を追ってアジアでの活動における金融のサポートというのが必要になってきていると思います。そういう意味で、こういったところについてはぜひ市場整備に向けて金融庁のほうとしてもご尽力いただいて、日本の企業や金融機関の活動がスムーズに行くようお願いしたいと思いますが、具体的に何か取り組まれていることがございましたらご紹介いただきたいというのが2点目でございます。

それから3点目でございますが、業務支援基盤の整備のための取組みの3の(2)「災害発生時における金融行政の継続確保」ということが書いてございます。東日本大震災を受けて、一部銀行での混乱はあったものの、全体としてはそれなりのBCPは確保できたというように思います。ここでは金融行政の継続確保ということが書いてございますが、金融庁のみならず、例えば全銀システムなどの決済システムとか、または民間の金融機関もBCPというのは非常に重要になってくると思うのですが、金融システム全体としてのB

CPについてどう進めていかれるのか。これは非常に重要なテーマだと思うのですが、その点についてももしお考えがあったらお聞かせいただきたいのが3点目でございます。

以上の3点でございます。

○富田座長 吉野委員。

○吉野委員 慶應大学の吉野でございます。主に資料1-2を見ながらコメントさせていただきたいと思います。今日のご説明がなかったのですが、資料3の中の細かいところは見やすくなっていまして、大分改善ができて、非常によい政策評価の報告書ではないかと思えます。

まず第1番目は、資料1-2の最初のところの個別の金融機関の行動と、あと、金融のシステミックリスクと申しますか、マクロとミクロの関係というのは、やはりこれは今後とも注視していただきたいと思えます。その意味では、検査をされる方々が、やっぱり自分の検査のいろいろな指摘がどういうふうにもその金融機関に影響を与え、そしてさらにそれが金融システムに影響を与えるかということも、少し後で考えていただいてやっていただきたいと思えます。

それを申し上げましたのは、ご説明の中では、日本の金融業の金融技術とかイノベーションを促すという言葉がなかったわけです。日本の場合、どうしても金融行政のほうを向いてしまっていて、私の大学の卒業生は随分たくさん金融機関に就職しているわけですが、その中で何か新しいことをしようとするときに、やっぱりいろいろ聞いて、それで大丈夫かどうかという行政になっていると思えます。

1つ例を申し上げたいのですけれども、20年前に、ある損保の方が私に相談に来られまして、どういう相談だったかという、株とか貸し出しの債権で不良債権になったときに、それを補償してあげるような損害保険ができないかと。まさにCDSなわけです。それを日本の損害保険の人は20年以上前に案として持ってこられたんです。ところが、当時の大蔵省にそれを持っていかれたら、大蔵省の担当の方が、金融機関っていうのはリスクを自分で管理するものであると。それをだれかに転売するとは何事だと。こういうことでそういう保険は認められなかったというんですね。これもやっぱり、もしそのとき認めていれば、いい悪いは別として、すごい金融イノベーションになったのだと思えます。今申し上げたような事例はたくさんあるようでして、ちょっと聞きにいくと、それは今まで前例がないと言われるらしいんですね。前例がないのは当たり前でありまして、そういう前例がないので新しいのができると思えますので、ぜひ、難しいとは思いますが、イノ

ベーションとか金融機関のいろいろな努力を認めてあげられる行政であって欲しいと思います。しかし、同時に、それがあまりにもリスクになってはいけないわけですが、そのバランスが難しいと思います。ぜひ20年前にそういうことがあったということはちょっと頭に置いておいていただければと思います。

それから2番目は、海外との資金の流れというのが、いろいろな危機のときに大きくなると思います。これまでは財務省が為替との関係でそういう資金の流れというのを見てきたと思うのですが、金融庁も財務省と一緒に、国内と海外との資金の流れ、特に大きな危機があったときに外国人投資家の動きみたいなのがありますので、ぜひ資金のフローもマクロの意味も含めて今後とも注視していただければと思います。

それから3番目は、金融経済教育に関してですが、よく金融経済教育といいますと小中学校の教育、それから利用者の教育と言うのですが、今回のA I Jの事件を見ていますと、年金運用の担当者が基礎的な金融を知らないと思います。それから、中小企業の経営者の方々も、よく金融機関にだまされて、いろいろな商品をつかまされてしまうということもあることから、金融経済教育という場合には、広く一般国民に向けての金融経済教育。それはこれまであまり重視されなかつた方々もぜひ対象にしていいただければと思います。

それから4番目は、将来のリスクというところです。これは非常に難しいと思うのですが、もし国の財政がこのまま悪くなりますと、国債というのは相当リスクがある資産になると思います。日本では運よく今のところ国内でこのリスクを抱えておりまして、ギリシヤとは違うわけですが、これが大きく続いたときに、こういう将来のポテンシャルなリスクに対して金融行政というのはどういうふうについていったらいいだろうかということがあります。金融機関というのは、本来は貸し出しをするわけで、先日ちょっとデータを見ましたが、中小金融機関の今の資産の残高は、国債のほうが貸し出しよりも大きくなっておりまして、非常にゆゆしきことではないかと思います。そういう意味では、しっかり融資をするということが金融機関の役割であると思います。

それから5番目は、成長への資金の中で1つコメントさせていただきたいと思います。新しい成長産業にお金を出すときに、ファンドとかいろいろな新しいチャンネルでのビークルが出てくると思いますし、少しずつ出てきていると思います。これは成長分野に資金を出すということは、ある程度リスクがあるところに出すわけですから、必ずそれがリターンが高くて貸し倒れがない、あるいは失敗しないというわけではないわけです。そういう意味で、ファンドとか出てくる中で、多分、一部の利用者が将来損をすることもあると

思います。それから、すごくリターンが高い方もおられるわけで、そのときに、損をされた方々が、どうしてこんなのを認めただと言うようなことがないように、そういう成長資金というのはリスクあるんだということをしっかり認識していただいて、それでリターンを高めると、こういうリスクとリターンの考え方をぜひ金融庁からもうまく発信していただき、そしてリスクマネーが提供でき、それが成長に貢献できる分野があるというのを押し進めていただければと思います。

それから6番目は、A I Jの問題で、これは私の個人的な意見なんですけど、こういう悪いことをする人というのは、報道によりますと、以前にも同じように悪いことをされた方だったのが一部ようです。そうでありますと、よくプロ野球では、賭博なんかやった人たちは永久追放というのがあるのですが、自主規制団体のようなところで、そういう金融犯罪をした人を、自分たちの自主規制団体の取組みとして、二度とそういう金融業では商売させないというような、何らかの粛正といいますか、いいやり方でのスクリーニングが必要かなと思いました。

それから7番目は、2枚目のほうの真ん中ぐらいで、国際的なルールのところでもあります。今回、日本のいろいろなバーゼルの取り決めの指標をバーゼル委員会で取り上げたり、あるいは河野国際審が議長になられたり、これはすばらしい活躍だと思います。そういう意味では、今後、金融庁でのいろいろな人事のときに、ローテーションをある程度長くしていただいて、これは検査も同じだと思うのですが、保険のところをやられていけば、なるべくそこを長くしていただいて、もちろん業界となあなあになつてはいけないわけですが、プロフェッショナルをつかって、それぞれの専門家の方をうまく育成していただくという、そういうほかの省庁とは違うローテーションであっても私はいいと思いますので、ぜひプロの集団をつかっていただければと思います。

それから8番目は、アジアとの関係に関しましては、私の印象では、現在の日本はアジアに吸収されているという感じがしている。従来は日本の技術が強かったのですが、それを彼らにまねされて、どんどん成長している。ですから、いかにアジアの成長を日本に吸収していくかということだと思いますが、これからおそらく日本の金融業がどんどんアジアに出ていくと思います。そして、中小企業、金融機関も含めてアジアに出ていくと思いますので、今が一番チャンスで、これを失敗するとアジアに全部吸い取られていくということになってしまうと思います。そういう意味では、行政と民間金融機関、産業、これが全部一体になって、いかにうまくアジアで日本の金融ビジネスを広げ、そこにいい資金提

供ができるかというのを本当に体系立てて、1つの柱として掲げていただきたいと思います。

最後に9番目として、資料1-2の2枚目の下から2番目のセキュリティとかデータベースであります。金融庁の中でしっかりしたデータベースというのをつくっていただき、そのデータベースをいろいろなところで使えるようにしていただきたい。どちらかといえば、これまではそれぞれの方々、それぞれの部署がデータを蓄積されていたところがあるかと思いますが、それが横断的に見れるようになっていきますと、危機のときとか、それからいろいろな法律の改正のときとか、便利になると思いますので、データベースの横断的な利用ができるようにしていただければと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○富田座長 ありがとうございます。

それでは、金融庁側より、資料4で神作委員からの事前質問事項がございますが、これらを含めまして、これまでのお2人の委員のご指摘に対しましてお考えをお聞きしたいと思います。

○岳野監視委事務局長 それでは、A I Jの関係で幾つかご質問、ご意見を頂戴いたしましたので、まず、検査の現場の監視委員会からご説明を申し上げます。

最初に、翁委員からご指摘いただいておりますけれども、お配りしております資料3の36ページ、37ページが検査関係でございますけれども、37ページの①の最後のところですね、投資一任業者について集中的な検査を行うことと、情報の収集・分析体制の強化ということをおっしゃっております。これにつきましては、A I J投資顧問の今年1月から3月の検査で今回の事態が明らかになったわけでございますが、この検査という観点から見ますと幾つかご指摘をいただいております。例えばA I J投資顧問が現在のような形でビジネスを始めたのが平成16年でございますけれども、今回の検査が初めての検査であったと。9年間にわたって事実と異なる運用成績を公表して営業を続けていたというようなことがございました。もう少し早く検査に入れなかったのかといったようなご批判もいただいております。

投資運用業というのは、金商法でできた用語でございますが、この中には投資顧問の中の投資一任という業務、それから投資信託の委託、あるいは投資法人の運用、さらには自己運用といったようなカテゴリーがございます。これまでも限られた人員の中で年間15件から20件程度の投資運用業の検査はしてまいりましたが、資源を重点的に効率的に使

わなければいけないという観点で個人投資家保護を優先いたしまして、投資信託委託業や投資法人資産運用業を優先して検査を行ってきておりました。ただ、今回の事態によりまして、企業年金の資金運用を巡りまして、投資一任業者においてこのような問題が明らかになったということで、ここに掲げてございますように、まず集中的な検査を行うということでございます。

翁委員から、運用業者の受託者責任をどうするか、受託者責任は年金サイドの受託者責任もございますけれども、運用業者の受託者責任、そういった問題はどうかということでございますが、これは制度の問題は別といたしまして、現行法のもとでも金商法におきまして忠実義務、あるいは善管注意義務といった法令上の規定はございまして、今回のA I Jもやはり受託者としての忠実義務に違反していたという案件でございます。したがって今後、私どもが検査を進めていくに当たりましては、投資運用業というのは、投資者から信任を受けて、投資者の利益のために運用を行うということで、忠実義務、善管注意義務といった規定が法律上ありますので、そういった原則に立ち戻って厳正な検証をしていくということで、検査の現場からはそういうことかなと思っております。

それから、吉野先生から金融経済教育、金融リテラシーの関係で、年金運用者にもその辺が足りないのではないかというお話がございました。私どもは年金といいますと世界的にクオリティーの高い機関であるというふうに思っておりましたけれども、今回の年金運用の問題で明らかになりましたことは、現在の我が国の企業年金は、厳しい財政事情が続いておりまして、特に厚生年金基金は代行割れの基金が全体の4割を占めていること、厚生年金基金として残っているところは同業種の中小企業でつくる総合型基金がほとんどであること、それから、多くの企業年金は予定利率に見合う運用収益を追求せざるを得ないわけでございますが、運用体制は必ずしも万全とは言えないといったような問題が明らかになっております。したがって、単に運用の責任者のリテラシーだけの問題というよりはむしろもう少し企業年金なり厚生年金基金制度の根本の問題もあるのではないかとということで、この点につきましては厚生労働省におきまして今、いろいろな検討が進められていると承知しております。

検査の現場からのご説明は以上でございます。

○細溝監督局長 続きまして、監督のほうからご説明をしたいと思います。

A I Jにつきまして、翁先生から、投資顧問、信託銀行についてはどういう対応をとるのかというご質問がございました。実効性ある再発防止策というのを今、考えているとこ

ろでございますが、例えば、投資一任業者による虚偽の報告や関与に対する罰則等を含めた制裁の強化。それからファンドの受託会社、監査事務所、それから信託銀行、これは資産管理をしているわけでございますが、こういったところが第三者としてチェックしておりますので、その第三者によるチェックが有効に機能する仕組み。それから、年金基金が投資一任業者の信頼性、運用成果を判断する上で有益な情報であります運用報告書、この運用報告書へのそういった有益な情報の追加をしてもらうといったことを検討する必要があると考えております。

現在、まだ監視委員会もさらなる調査をやっておりますし、私ども監督当局でも一斉調査をまだやっている最中でございますので、それも踏まえながら今後、関係者の意見も踏まえながら早急に検討を進めたいと思っております。

それから、年金基金のフィデューシャル・デューティーの話は、厚生年金基金法でもうご案内のとおり、フィデューシャル・デューティーがあるのは書いてありますが、それが明解に具体化されていなかったのではないかというご指摘だろうと思っておりますが、現在、厚生労働省のほうでも有識者会議をやっておりますし、そういった年金サイドの再発防止策というものも検討されておられると思います。私どももそういったところの結果と連携していく形で再発防止に努めてまいりたいと思っております。

それから、吉野先生から、悪い人は悪いことをやるんだと、だから永久追放とかできないのかと、こういうご議論がございました。確かに、例えば法律上は、禁固以上の刑を受けても5年たてば登録拒否要件にならないとか、そういった形で再チャレンジができるということになっておりまして、そこにつきましては、その5年というのを長くすべきであるとか、仮に永久であるということになると、これは法律上、憲法の職業の自由、営業の自由との関係が出てくるかもしれません。したがって、自主規制機関ないし自主規制団体がどうかと、こういう話だろうと思っておりますが、自主規制団体もそういった意味で職業の自由、営業の自由というのをやはり憲法上の要素として考えていますので、なかなかそう簡単にいくかなというのが私ども見ているところでございます。

それから、地震の際のBCPについてということで翁先生からございました。金融機関、金融庁だけではなくて、金融業界全体として何かを考えるべきではないかということでございます。これももちろん、例えば首都圏直下型地震などの場合には、金融システムを早期に復旧させるというのが必要でございますから、これは金融庁、金融機関挙げて取り組むことが重要でございます。そういった意味で、危機管理は平時における未然防止に向け

た取組みが重要といった認識のもとで、金融機関の業務継続体制についてはヒアリング等を通じて、その適切性について検証を行っております。

ここ最近ですが、政府の中でいろいろな検討会議がございまして、ご案内のとおりでございますが、中央防災会議は中間報告を3月7日にまとめております。これもさらに検討を進めて夏には最終報告を取りまとめられると聞いております。

それからまた、首都直下型地震にかかわる首都中枢機能確保検討会というのが3月12日に報告書を取りまとめております。政府として、本年度中には被害想定シナリオの抜本の見直しも着手されるやに伺っておりますので、そういったことを踏まえながら金融業界と相談していくということでございますがこれまでの提言の中には、もう既に業界が個別ではなくて、業界横断的な訓練を実施しろといったようなご提言もされています。したがって、こういった提言も踏まえて金融業界全体として、日銀も含め、金融庁も含めて業務継続性の確保を図っていくという必要もあると思っておりますし、そのための訓練も検討していきたいと思っております。

それから、吉野先生からCDSの関係で20年前のお話をされまして、確かにおっしゃられたとおりの点があるのではないかと反省はしております。私ども、例えば保険につきましては新商品の認可という形で事前にチェックをいたします。そういった意味で、どうしても担当者が前例があるかといったところも念頭に置きながらチェックしているものだと思っておりますが、私は、例えば保険でありますとか信託でありますとかというのは、一般的な金融業態の中ではイノベーションが非常に起こりやすいというか、技術革新がやりやすい分野、新商品が出しやすい分野だと思っております。そういった方々には特にそういった意味でイノベーションなり新商品が出しやすい分野なんだから、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいというのは、日ごろお会いする方には申し上げております。私どもの新商品の認可の係にも、ぜひ、先生からそういうご指摘があったというのをお伝えして、今後とも気を引き締めて対応していきたいと思っております。

それから、海外との資金の流れでございまして、これはもう私ども日々のモニタリング、いろいろな報告を受け、ないしはヒアリングをし、そういった形でいろいろなところへのエクスポージャーなり、いろいろなストレスシナリオに応じたストレステストをしてもらった結果をヒアリングするとかいった形で、日々、マネーフローもマクロのフローにも注視をしているところでございます。

それから、国債等の相当リスクのある資産を持っているのではないかとということでござい

まして、私どもも非常にそこら辺は気にしてしまして、平成23事務年度、各事務年度に監督方針というものを毎年度、監督指針は恒久的なものですが、毎年度、特徴的なものとしては監督方針というものを出しております。昨年8月に出しました23年度の監督方針では、銀行の資産において国債など債権の比重が高まっている一方、金利水準は相当程度低い状態が続いていると。こうした状況を踏まえ、例えば長期金利上昇の場合のリスク管理上への影響が検討されているかなど、市場リスクにかかわる管理態勢を引き続き注視、検証するという形で言うておりますし、また、株式のリスクについても同様に、政策保有株式についてもそのリスクが顕在化した場合の財務面での体制を含め、適切に管理しているかについて引き続き検証するというので、警戒水準を保っているところでございます。

神作先生からのご質問の中に、為替デリバティブを組み込んだ金融商品が、近時の急激な為替相場の変動もあって社会問題化していると。金融ADRの利用も活発であるが、この問題について何か特段注視されているようなことがあるとしたらどのような点かということでございます。

ご指摘のとおり、近年の急激な円高、市場環境の急激な変化を受けまして、為替デリバティブ、これはヘッジ目的で契約しているわけですが、そうした苦境の中には損失が発生していると。そして、こうした最悪の事態について状況を想定した商品説明が販売時に十分行われていなかったとして顧客との間で紛争になっている事例があるということでございます。

こういったことを踏まえまして、22年、一昨年4月でございますが、監督指針の改正を行いました。一般的な説明体制の整備に加えまして、最悪のシナリオを想定した損失等についても説明する等、デリバティブ商品販売時の着眼点を明確化いたしております。それ以降、苦情はかなり減っているものと認識しております。

さらに、銀行に対して一斉調査を行いまして、中小企業向け為替デリバティブの状況についての全容を把握するなど、これまでも注意深く状況の把握を行ってきております。各金融機関におきましては、デリバティブ取引の販売体制の整備状況、あるいは顧客属性に即した適正な投資勧誘の履行など、金商法の法令遵守状況を適切に監督してまいりたいと考えております。

監督局からは今のところ以上でございます。

○森本総務企画局長 総務企画局長の森本でございます。

まず、翁先生からご指摘のあったA I Jで明らかになった課題に対して具体的に信託銀

行、投資顧問はどのように対応するのかという点でございますが、私どもとしましては、A I Jの再発防止策については、監視委員会や監督による調査がまだ行われているわけですが、それと並行して再発防止策の検討を行っているところでございます。内容的には、先ほど監督局長からもありましたように、罰則の強化でありますとか、第三者チェック機能が有効に機能する仕組みというようなことが中心になろうかと思いますが、いずれにしましても、年金の運用とか委託の仕組みというのはかなり複雑でございますので、しかも海外にまたがっておりますので、その複雑な仕組みを解明し、その実務を踏まえた形で実効性のある再発防止策を講じたいというふうに考えております。

また、翁先生から、年金の受託者責任、これがきちんと果たされるようにすべきではないかというお話がございましたが、その点については、信託銀行等において委託者である年金の、例えば年金基金がきちんと分散投資義務等の受託者責任を果たしているのかという点を今まで以上にチェックしていただくような施策ということを考えております。

それから、吉野先生から、最近の金融の現状がアジアに勢いを吸い取られている実情であって、我が国金融業のアジアへの展開をもっと体系立てて政策として進めるべきじゃないかというご指摘がございました。誠に指摘のとおりだと思います。この点につきましては、金融審議会の中長期的あり方ワーキングで我が国金融業の国際競争力の強化の観点からかなり議論がなされたところでありまして、その中では、特にアジアへの展開というのがかなり念頭に置かれておったところでございます。こうした国際競争力の強化といった点は、このワーキンググループの報告書にもありますように、単純に規制や当局の政策だけで実現する性格のものではございませんので、我々金融規制当局、さらにほかの政策当局、あるいは政策金融機関、そうした人がある程度共通の認識を持って、さらに共通の目標を持って進めていくことが重要だというご指摘を報告書でもいただいているところでございますので、私どもとしましては、これも報告書にございます、官民のラウンドテーブルでありますとか、アクションプランといったような手法を使って、何とか、先生ご指摘の体系立った政策というのができないかということに今後取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○河野金融国際政策審議官 国際部門のほうからお答えします。翁委員、吉野委員から、アジア関係の成長を取り込んでいく、アジアから日本として積極的に吸収をするなり、日本の金融ビジネスをアジアで拡大するなりといったお話がございましたが、誠にごもっとも

でございます。国際部門としましては、先ほど吉野委員からも言及していただきましたような、バーゼル委員会、あるいはIOSCOなどでの国際金融規制改革、あるいは監督協力といったような面とは別に、いわば国際部門の仕事の二本柱のもう一つとして、アジアの成長をいかに取り込んでいくかといったものを柱として立てております。これをぜひとも今後さらに強力に進めてまいりたいと思っております。

そういう中で、翁委員から具体例ということでしたが、もちろんインフラ整備への協力というのは、各国それぞれ発展段階やニーズが違いますので、いろいろ調査も必要です。けれども、前年度から調査をし、今年度もまたぜひ進めてまいりたいと思っております中に、電子記録債権の日本型モデルというものを、国をある程度絞って、いわばパイロット普及国というものを決めて、力を入れて普及に取り組んでまいりたいというふうに思っております。調査を行いました国は、ベトナム、カンボジア、インドネシア、タイといったあたりですけれども、特にこの中でもベトナムですとか、あるいはインドネシア、タイといったあたりは、かなり可能性がありそうだという分析結果でございます。そこで、今年度もそのあたりにつきましては、調査を行ってまいりましたが、ほかの事業とあわせて電子記録債権の普及といったあたりを重点的にやらせていただきたいと思っております。

吉野委員のほうからお話いただきました日本企業の海外進出のサポートなり、あるいは日本の金融業の進出といったあたりにつきましては、やはり今、申し上げましたように、インフラの整備も重要ですが、同時に日本企業が、あるいは日本の金融機関が出て行くに当たって障害となっているようないろいろな規制や、制度面だけではなくて運用も含めた規制の緩和ないしは見直しといったようなものの働きかけも必要かと思えます。このあたりは最近、首脳会談や、あるいは両国の閣僚級の経済対話なども活用しまして、中国であれば邦銀が貸し出しをするに当たって制約となっております預貸比率の規制を緩和してほしいといったような要望ですとか、インドであれば、やはり現地に出て行く外資系金融機関は特定の分野に一定の貸し出しをしなければならないという、「優先貸出規制」といったようなものが課せられていますので、こういったものを緩和してほしい、あるいは外銀支店が本店から資金を調達する場合の制約などについても緩和してほしいというように、いろいろ規制緩和要望なども出しております。もちろん、これもまた規制緩和要望を出すだけで先方がすぐに応じてくれるというものではありませんので、いろいろな規制監督面での、例えばトレーニングプログラム等の技術支援と組み合わせて、いわば金融協力と、それから金融規制緩和というものをセットにして働きかけをしていくというような、

そういうアプローチで今、対応させていただいておる次第でございます。

人事サイクルの問題は人事のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○桑原検査局長 検査の部分について幾つかご説明させていただきたいと思います。

一つは、翁委員から、A I J問題の関係で信託銀行についてどのような対応をとっているのかというお話がございました。信託銀行に対する検査は、検査局が担当しております。今事務年度の検査基本方針におきまして、これは昨年の8月に策定したものでございますけれども、信託銀行につきましては、「信託検査マニュアルに基づき、個別の信託勘定の特性に応じて、善管注意義務や忠実義務等の履行を確保し、オペレーショナルリスクを適切に管理する態勢の整備状況等について検証する」というふうなうたっております、それに基づいて検査をしてきておるところでございます。特に年金信託につきましては、一般的に受託財産の規模が非常に大きいということ、また、業務としても公共性の高い業務であるということから、検査におきましては、特に今申し上げました善管注意義務や忠実義務といったリーガルリスク、すなわち法令等遵守体制と、事務ミス等のオペレーショナルリスクについて重点的に検証してきたところでございます。今後もA I J問題等も踏まえて、さらにきちんとした検査に努めてまいりたいと考えております。

それから、吉野委員から、金融イノベーションとの関係で検査指摘がどう金融機関に影響を与えているのかについてきちんと認識すべきではないかという趣旨のご発言があったと思いますけれども、私どももその点については非常に重要な問題と考えております。質の高い検査を私どもとしていかに実現していくかという一つの考え方といたしまして、金融検査マニュアルの前文に、私どもは「金融検査マニュアルの前文5原則」と申しましておりますけれども、記載しているところでございます。若干ご紹介させていただきますと、1つ目は、重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検証に努める必要があること。2つ目として、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要があること。3つ目として、問題点については的確に指摘するとともに、改善向上につながる適切な取組みについては評価しつつ、静的・動的な実態の検証を行っていくこと。4つ目として、指摘や評定根拠の明示、改善をすべき事項の明確化を図ること。それから最後に、検証結果に対する真の理解、納得感を得られるような検査に努めること、という5原則を掲げております。今事務年度の検査基本方針においても、これが絵にかいた餅に終わらないように、重点事項として掲げておりました、できるだけ検査の専門性を高めていきたいと考えております。

それから、ローテーションのお話、これは人事の話ではございますけれども、特に検査官につきましては1つのあらわれといたしまして、主要行につきましては、複数年担当制の主任検査官という制度を導入しております。すなわち、主要行につきましては、1人の人間が複数年担当するとともに、その人間は監督局とも協調して、監督局の会議にもできるだけ同席をして、質の高い検査を目指す取組みを行っております。主要行以外については、必ずしもそういう制度にはしておりませんが、今ご指摘がございましたように、専門性の向上は私どもの重要な使命だと考えておりますので、そういうことも踏まえて、人事は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○森総括審議官 それでは、ご指摘いただいたことについてお答えいたします。

まず、吉野委員からいただいた人事のローテーションと、職員の専門性の向上でございますが、金融庁の専門性を高めていくべきだというのは全くご指摘のとおりだと思います。これはローテーションの問題もあるかとは思いますが、我々としては、やはり今後、将来を見据えて金融行政にどういう専門性というのが必要なのかというのをきちんとアイデンティファイいたしまして、例えば、今でしたらITの専門家やリスク管理の専門家などがいるのですけれども、より細分化されて、例えばマネーロンダリングの専門家とか、資産運用の専門家というのもさらに必要になってくるかもしれませんから、専門性を高めていきたいという思いがございます。

そのために何をするかというと、オポチュニスティックに毎年人事をやるのではなく、時間をかけて金融庁の人間をそういった一定の方向に、育てていくというのが必要だと思います。例えば、インターナショナルな分野で活躍する人につきましても、留学した人間を、帰国後、何年かの中に国際機関に出向させるとか、また、インターナショナルな分野はグローバルなネットワークが必要でございますから、ローテーションを長くしたり、他方、外国のことばかりやっているとはいけなくて、やっぱり国内部門と海外部門との間を適切に行ったり来たりさせるとか、そういったようなポリシーを持って人を育てていくというのが1点でございます。

それから2点目は、金融の技術は日進月歩でございますから、専門人材の内製化だけではなく、外から専門家を採用しうまく組み合わせることも必要です。今すでに金融庁は、大体1,500人の職員のうち300人以上が民間から採用した職員になっていますが、多様なバックグラウンドを持った方がそれぞれの技能を生かし、ただ、政策評価に書いて

ある金融行政の3つの目的に向かって組織が一丸となって力を発揮できるような、そういう組織づくりを今、目指しているところでございます。

次に、データ活用につきましては、今、金融庁でいろいろなデータを取っているわけですが、これは主として個別金融機関のマイクロのデータです。それをいかに早く、上手にマクロ化するかという問題意識を持っています。例えば、金融機関が1つのポジションを持っていて、それ自体は1つの金融機関としては適切なポジションでも、これ、全部集めてみるとちょっと持ち過ぎだとか、そういうことがあるわけでございます。これはマクロブルーデンスにも役立つわけでございます。データをより内外の人に使い勝手のよい形に加工できないかという問題意識は持っておりまして、委員のご意見も念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思います。

それから3番目に、当方の説明にイノベーションという言葉が出てこなかったというのは、そのとおりなのでございますけれども、金融イノベーション、という言葉自身はプラスでもマイナスの言葉でもないと思うんです。それをいかに使うかということが重要ではないかと。ですから、リーマンショックを見ましても、CDOみたいな、複雑な商品を作って売っていくのもイノベーションなんでしょう。金融の世界というのは金融のサービスの出し手と受け手の間に情報の非対称性がある。それをいかになくしていくかというのは金融行政の1つの課題でございますから、情報の非対称性をわざと高めるようなイノベーションというのは、助長してはならないと思うんです。

そういうこともあって、イノベーションという言葉は使っていないのですけれども、資料の1、2でいいますと、大きな基本政策Ⅱの「利用者の視点に立った金融サービスの質の向上」はまさに金融機関が切磋琢磨して、顧客のニーズに即したイノベーションを進めてくださいということを言っているところでございます。

それから、横断的施策のところ、Ⅳの3の「金融サービスの提供者に対する事業環境の整備」は金融機関がイノベーションを進めるために、例えば現行の規制がネックになっているとか、そういうものをよりよいものに改めていくというような取組みが書かれています。

それから、全体として資料1-1の「基本的な考え方」でも、4.のところの2つ目の丸に、「中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善につながっていくことを目指す」と書いてございまして、国民のためになる、経済のためになるイノベーションをぜひ進め

てまいりたいという思いを込めたつもりでございます。

それから、最後に吉野委員と、それから神作委員からの金融教育についてのご指摘をいただいております。神作委員からは行動経済学の議論をもう少し取り入れるべきではないかというご指摘がございました。金融教育に関する議論におきましては、これまで消費者や投資家の金融リテラシーを高めることがより合理的な資産選択や金融行動につながるという認識で進めてきたわけでございますが、消費者や投資家に行動バイアスというのですか、必ずしも合理的な行動をしない、そういうバイアスがあるということを踏まえて、個人の金融行動をより望ましい方向に変化させるような金融教育が必要だという認識が広まりつつあることは我々も承知しております。

他方、こうした行動経済学を具体的に金融教育にいかに応用していくかにつきましては、まだ諸外国におきましても検討段階にとどまっているケースが多いのではないかと感じております。中には、英国などにおきまして、従来以上に現実の消費者行動を注意深く観察して、行動メカニズムに即した金融教育の試みがなされていると承知しております。我々としましても、諸外国のこうした例も参考にしつつ、行動経済学の成果を消費者とか投資家の行動をより合理的なものとするためにいかに活用できるかという検討を、関係機関とも連携しながら進めていくことが必要ではないかと認識しております。

それから、吉野委員からご指摘がありました、金融教育の対象者とかその手法につきましては、よりよいものになるように不断の見直しを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○富田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、島崎委員、田辺委員からご意見をお伺いし、金融庁側よりお答えをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○島崎委員 ありがとうございます。

今回、「基本的な考え方」を文章で明示されたわけですが、これは説明責任とか評価の公平性確保という点で大変よいことだと思います。「基本的な考え方」を踏まえて、各年度の実施計画レベルにどう落とし込んでいくか、ここが非常に大事なことであって、資料1-3に3つほど、両立させなければいけない相対するアクセルとブレーキのような性格のものが記載されています。これらの関係について一つ一つ確認していく必要があると思っておりますが、気になる点について後ほど申し上げます。

全部読ませていただきましたが、内容全体が非常にわかりやすくなっており、先程、ほ

かの先生もおっしゃっていましたが、非常に改善が図られていると思います。計画期間を3年から5年にするというので、従来よりも少し長期的な視点で構造的な課題に取り組むということであり、この点は首肯できる変更だと思います。私は企業で経営計画を担当した経験がありますが、以前は5年ぐらいの計画を立てていましたが、最近では2年とか3年というのが多いわけです。ただ、企業の計画は、どちらかというとな数値計画が主でありまして5年先が読めないということもあり、それで短期なものにしています。一方、企業の経営戦略というか、経営をどうしていくかという定性的な戦略については5年ぐらいのスパンで考えているところが多いので、今回の期間の見直しについては、納得性があるのではないかと思います。

本計画を実際に運用するに当たっては、「基本的な考え方」の3に示されているように政策効果の相反する側面、すなわち副作用にも配慮することが重要であり、ここに掲げる双方の両立を目指す施策の策定、実施というものをお願いしたいと思います。

先ほど申し上げた「基本的な考え方」の実施計画への落とし込みということに関し、政策効果と副作用とのバランスをとるという観点から1点申し上げたいと思います。個別の資料になりますが、金融機関の健全性確保と金融システムの安定性の確保については、金融の円滑化との両立を同時に目指すということが示されております。然しながら24年度の事務事業の項目を見ますと、参考指標というのがもっぱら健全性の達成度合いに比重が置かれており、他方、金融の円滑化については別の項目で、計画目標が記載されておりますので、「基本的な考え方」の3のところという双方の両立という観点、すなわち金融機関の健全性を確保するとき金融の円滑化という点にも十分に配慮した政策の実施になっていたのかを評価することが必要なのであります。ほかの施策についてもそういう観点で整理していただく必要があると思うのが1点目の意見です。

それから、次に個別の細かい意見というか、全体を読んでみて、感じたことを申し上げたいと思います。

まず、24ページのところで、「企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化」という事務事業があります。先ほど来、ほかの先生からもご質問があり、金融庁からも説明がありましたが、企業の立場からしますと、海外展開、なにかんづくアジア地域での事業展開を支援するという観点での金融業のファンクションに大きな期待があります。企業サイドから見ますと、融資決済、コンサルティングなどの金融サービスとリスクマネーの提供、この両面から金融機関に期待するところが大きいわけです。然しながら金融サービス

という点では企業の、特にアジアでのビジネス展開に対して金融機関の拠点構築が追いついていないという現実があるのではないかと。また、リスクテイクという点では、リスク資産の圧縮を余儀なくされている外国系の金融機関に比べて、体力的には余裕がある邦銀のより積極的な対応が求められるという点がもう一つの課題ではないのかと思います。

また、リスクマネーの提供という点においては、政府系金融機関の存在感が非常に高まっており、特にアジアではインフラビジネス等においてサポートいただいておりますが、民間金融機関と政府系金融機関との連携について、省庁の縦割り監督をどう調整するのも課題ではないかと思っております。

それから、ページが戻りますが、金融機関のリスク管理の高度化という点で、資料3の10ページのところですが、サブプライムローンに端を発する金融危機や今般の欧州発のデッドクライシス、最近話題になっているアメリカ民間銀行のデリバティブ取引による想定外の損失発生などを見ますと、ときとして想定を超えるような事態発生によって金融機関が巨額の損失を被るというケースが発生している。金融機関の検査・監督という観点から、金融機関のリスク管理の適切性を確認する上でのストレステストにおいて、この種のリスクをどの程度まで織り込んで実施しているのか。想定しづらいものをどう織り込むのか、なかなか難しいのかもしれませんが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

次は、41ページの「国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献」についてですが、ここに書かれているように、FSB、BCBS、IOSCO、IFRSのモニタリング・ボード等における国際的なルールづくりにおいて、金融庁がさまざまな形で貢献していることは大きく評価される場所ではないかと思っております。先ほど、吉野先生も触れましたが、今般、金融庁から河野国際審がIOSCOの議長に就任されるということは、こういうレベルの国際的な金融監督組織、規制組織のトップに就くのは日本から初めてであり、今までやってこられたことが実を結びつつあると思っております。ここに書かれていますように、我が国の市場とか金融機関の実情を十分に踏まえたルールになるように努めるということですが、これは言わずもがなですが、国際的なルールづくりには、我が国の実情を積極的に意見発信していくと同時に、建設的な妥協というか、そういう両面が必要なんだろうと思うわけです。先ほど申し上げた国際的な機関で金融庁がご努力されているわけですが、期近なところでの課題、意見発信と妥協という点での課題があればお伺いしたいと思います。

最後は、インサイダー取引とか、金融機関に勤めている職員の不祥事という点についてです。増資に関連したインサイダー取引や、年金運用不正等に対してはどう対処するかということが書かれています。主として業者への検査・監督の強化によって対応するという計画になっております。以前から金融審議会でも議論されていたと記憶していますが、罰則の強化等のルール改正については言及されていません。これはこういう場で議論する問題ではないということなのかもしれませんが、この辺はどうなのか。

それから、一度大きな金融犯罪を犯した人を永久追放というお話が先ほどあって、これも憲法上難しいという話でしたが、アメリカなどの例を見ると、こういう金融犯罪に対するペナルティーというのは日本に比べてかなり厳しいように思います。確かに職業選択の自由からかむ問題もありますが、例えばあるレベル以上の犯罪を犯した人はその事実を金融機関に周知徹底をすとか、もう少し踏み込んだ対応を考えていただく必要があると思います。

以上でございます。

○富田座長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 では、手短に5点ほど、コメントと質問でございます。

1点目は、24年度から総務省で全体の政策評価に向けた取組みとして事前分析表の導入とフォーマットを共通化するというようなことをうたっておりますが、それらに対する金融庁の対応はどのような形で行われるのでしょうか。

あわせて、24年度の実施計画を見ますと、成果重視事業に関しては事後の事業評価を行うと。それから、R I A、租税特別措置に関してはこの段階で行うものについてはアスタリスクをつけておくという形になっていましたけれども、成果重視事業は残っているんでしょうかというのと、それから、R I A、1件も見当たらないのでありますが、どう考えても1年の間に法律と政令改正をやらないというのはあり得ないんじゃないかと思っているんですけども、そこら辺はどうなのかというのが1点目でございます。

それから2点目は、島崎委員のご発言にもありましたが、基本政策Ⅰのシステムの安定と、Ⅱのサービスの質の向上に関しましては、ある種の測定指標が入っています。他方、Ⅲの活力ある市場の構築に関しましては、実質上の目標値みたいなものが設けられているのが1つありません。その意味では非常にアンバランスに映るということでございます。

アウトカムレベルで指標の設定をするというのは厳しいかもしれませんが、例えば検査件数などは、検査の基本方針ができていたのだったらアウトプットで何件ぐらいというの

は、無理もない目標だと思いますので、できればもう少し格上げして欲しいというのが2点目でございます。

それから3点目は、逆に数値が入っているものはどうかというのと、実施計画の別紙3「評価の判断基準」というので定量的指標が入っているとき、Aが当該年度の想定基準に対して80%以上の場合と書いてありますが、数値の入っているもの全部、現状維持なんですね。ということは、80%は前年度より下がっても、これはAになってしまうのですが、ちょっとそれは甘過ぎないかというのが3点目でございます。

それから4点目は、施策Ⅲ-2-①のところで、総合的な取引所の開設というような構築に向けて動き出すというようなことが書かれてあります。ある意味ではそれが非常に重要だというのはわかるのですが、スケジュールが何も書いていないものですから、例えばどこまでやったらAになるのか、Bになるのか、Cになるのかというのが全くわからないので、少なくとも何年度ぐらいにまでは達成したいというところはどこかで書き込んでいただかないと、後で判断できないのではないかとというのが4点目でございます。

それから5点目は、金融庁のお仕事かどうかわからないのですが、先般出してきました、アジアにおけるマネタリー・ファンドの創設というようなことに関して、2年以内にルールとか方針みたいなのを打ち出すというようなことがうたわれていましたが、それに対して何も金融庁はコミットないのでしょうか。非常に大切な、アジアにおける金融危機等が生じたときの対応ということ、そのフレームをつくるということになりますので、何か入れておかなくて大丈夫でしょうかというのが5点目でございます。

以上、5点ほど申し上げました。

○富田座長 よろしく願いいたします。

○細溝監督局長 それでは、まず監督局から。

島崎先生から、企業のアジア進出支援で邦銀が金融サービスとリスクテイクの点で十分な役割を果たしていないのではないかとご質問がございました。確かに、アジアでの民間企業のビジネス展開と、邦銀の拠点展開、これがアンバランスであろうというのはご指摘のとおりだと思います。メガはかなり展開しているのですが、特に地域銀行等の業態がなかなか進出していない。そこのところは非常に地域における金融サービスの提供という点でも問題があるのではないかとということで、各地域金融機関であっても取引先である企業のアジア進出支援について、どういった取組みをしているかといったことをヒアリングし、かつ、何か問題があれば我々サイドで改善できるものがあれば改善するということ

で、いろいろな議論をやろうと、ないしは今現在やっておるという状況でございます。

もう一つ、リスクテイクという点で、進出した企業が、要するに融資が受けられないといった話があるかという点でございますが、例えばメガの場合は日系の企業に対する融資というのはかなりきちんとやっておると思いますし、逆に非日系企業のほうまでウイングを広げていると。したがって、今、申し上げたように、確かにそれは地域銀行等の金融サービスを受けている人が進出したときの問題であろうかと思っておりますので、最初の点と裏腹な問題があるかと思っております。そのところはこれから検討したいと思っております。

それから、政府系との連携ということで、多分、委員の念頭にあるのはJ B I Cあたりだと思いますが、J B I Cと民間金融機関の場合の連携、これは結構連絡を密にとっておるというふうに思っておりますし、協調融資といった形で実を結んだものもあるのではないかと思います。

それから、想定を超える事態が発生したという場合の巨額の損失について何か対応しておるかということでございます。今般の金融危機の教訓といたしまして、これまでの経済資本モデル、あるいはV A Rといったリスク量制御手法の限界というのが広く認識されているところであります。したがって、私どもは金融機関に対してはいろいろな事象が実体経済や金融資本市場全体にどのように波及して、みずからのビジネスにどういうふうに影響を与えるかという中で、想定される最も厳しい市場環境の変化を前提にストレステストをしようというふうに言っております。

また、金融機関サイドも、例えばマーケット全体が大きく変わった場合と、自分のところの銀行だけストレスがかかった場合といった形で、それが同時に発生した場合とか、いろいろな形で今、ストレステストをし、その結果を経営陣が把握しておると。私どもチェックポイントとしては、想定され得る最も厳しいシナリオを前提にしているかとか、対象とすべきエクスポージャーをすべて補足したものとなっているかとか、ある1つのモデル、推計手法に依存していないかといった点を検証のポイントとしてチェックしておるという状況でございます。

私からは以上です。

○森本総務企画局長 総務企画局関係でございますが、まず、島崎委員からインサイダー取引や金融不祥事関係で、検査・監督だけでなく罰則等、制度的なペナルティー等の強化をもっとできないのかというご指摘がございました。

まず、A I Jについては、先ほどもちょっと申しましたが、運用報告を偽っていた等の

点について、罰則の強化という点は我々としましても、一つの重要な検討課題だと考えております。それから、インサイダー取引等一般については、これも我々、以前からかなり重要な課題だということで暫時取り組んできているつもりでございまして、例えばインサイダーであれば最初は6カ月だったのが今は5年まで最高刑が来ているわけございまして、これは今後も、金融の犯罪とか不祥事というのはいろいろなものがどうしても出てきますので、そうした状況に応じて取り組んでいきたいと考えております。

また、最近よく問題になるのは、課徴金をもっと機動的にかけられないのかという点でございまして、この点につきましても、現在出しております24年度の金商法改正法案でも、例えば、粉飾決算の外部協力者に課徴金をかけられるようにする拡充策でありますとか、増資インサイダーにも関係があるのですが、他人の計算で取引を行っている者に対して、課徴金をかける範囲を広げるといった、そうした措置を取り入れておるところでございまして。

それから、田辺先生から、Ⅲ-2-①の総合取引所のところについて、スケジュール等が表示されていないというご指摘がございました。この総合取引所の24年度の事務事業は、現在、総合取引所が実現できるような環境整備の法律を出しておるわけございまして、この法律が成立しますれば、1年半以内で施行するというのが一応、スケジュールになっております。そのスケジュールは、東証、大証が来年1月の統合が予定されておるわけございまして、その後1年をめどに今の計画では、現物取引所とデリバティブ取引所に再編するという計画になっておりまして、それと大体歩調をあわせた形で制度を実現したいと考えておるところでございまして。

私からは以上でございまして。

○桑原検査局長 島崎委員からご指摘があった、想定を超える巨額損失が生じるような場合のストレステストについて、監督局長からもお答えさせていただきましたけれども、検査での取組みについてご説明させていただければと思います。

私ども、検査基本方針というものを毎事務年度出しております。今年度の検査基本方針の中におきましても、今、島崎委員がおっしゃったような問題意識を記載しておりまして、具体的に少し読ませていただきますと、「想定されうる中で最も厳しい市場環境の変化等の事象が、実体経済、金融資本市場全体にどのように波及し、個別の金融機関に対して直接・間接にどのような影響を与える可能性があるか等について、具体的に見据えた上で厳格なストレステスト（例えば、金利上昇、円高、株安等の複数事象が同時に発生するケー

ス)等を実施し、これを経営判断に活用しているか」という記載をしているところでございます。

また、「統合的なリスク計測手法の前提条件。計算手法等に起因する限界。弱点が存在するということ認識した上で、多様なリスクを統合的に管理する体制が整備されているか」といった点についても、重点的に検証するよう指示をしております、そういう面を念頭に置きつつ検査を行っているところでございます。

○河野金融国際政策審議官 島崎委員から41ページの関係ではやや難しいご質問をいただきましたが、まさにご指摘のとおりであり、国際ルールを策定していく上では当然のことながら建設的な妥協ということ各国が図らないといけません。41ページの表現は多少、金融庁の政策評価ということで我が国の立場ということを書いております関係上、非常に大きな文脈で日本がどう貢献できるかというあたりが十分表現できていないかもしれません。けれども、これは釈迦に説法のようなことで恐縮でございますが、実際、こう要約してよろしいかわかりませんが、アメリカあるいはヨーロッパがそれぞれ国内ないしは域内に問題を抱え、ややもすれば内向き思考、あるいはヨーロッパの場合ですと、とにかくヨーロッパ中心主義的な考え方というのは非常に強く出ているように思います。そういう中であってはやはり日本は、ヨーロッパとアメリカが対立する中ではその間である程度まとめ役ということをする役割が期待され、あるいはそのチャンスもある。

それから、今度は、先進国と新興国との間においても、日本の金融市場のいろいろな状況というのが、ヨーロッパ、アメリカほど、いい意味でも悪い意味でも発達していない部分、逆に新興国側からある程度教訓を学ぶ対象になり得る、あるいはモデルとなり得るといったような側面があるということも事実でございます。いわば現在のこういった国際的な議論の中では、比較的日本が意見の取りまとめ役ないしは先ほどの建設的な妥協の要になり得る状況というのが生じているように思います。国際的な議論への積極的な参加によって、ぜひそういう機会を生かした上で、(もちろんでき上がったルールというものは国際的にきちんと通用するものでないといけません、)同時に日本の金融の発展の上でも、それを阻害しない、ないしはそれに役立つようなものを目指したいと、そういう気持ちでやらせていただいております。具体例は幾らも挙げ得ると思っておりますけれども、例えば、今、店頭デリバティブ市場の改革といったようなことが国際的な議論になっていますが、アメリカはドット・フランク法により、がちがちの規制というのを先行して決めようとしています。しかし、実際は今、ルールに落とし込むところで苦しんでいるというのが実態です

が、ヨーロッパはその後を追いかけています。日本は早い段階で大きな枠を整備しましたが、その中で柔軟性を確保し、そういった欧米の議論の間で、きちんと、欧米のような大きな市場でない部分についても対応可能な制度を構築し、ある程度発言力を保っている。そういう構図がありますので、そういった例にも見られますように、日本にとっての1つのチャンスというものを、こういったところから、できる限りつかんでまいりたいと考えております。

あと、田辺委員のご質問の最後の部分にきちんとお答えすることができるかよくわかりませんが、私どもは、実は以前から財務省が行っております、いろいろなアジアでの債権市場の発展への協力といったようなものについては、金融庁としても協力をしています。また、例えば日本銀行などでアジア諸国で行っている決済システムの構築などについても協力をしています。いわばこのあたりになりますと金融庁単独でといいますか、協力関係の中でそれぞれの役回りに応じた貢献をさせていただいているつもりでおります。もう少し大きな文脈で申しますと、例えば今年の2月に開催しました国際カンファレンスでもちょっと取り上げましたような、成長するアジアに資金供給をどう円滑に行っていくかという上で、特に中小企業へのマイクロファイナンスの活用のようなことはできないかとか、ファンドなどのピークルの活用で、もう少しアジア型のようなものを考えていけないだろうかといったようなことを議論しております。こういったあたりからまた新たなテーマを探った上で、この先もぜひ貢献をさせていただきたいと思っております。

また、この秋にはIMF総会が日本で開催されるという機会もございますので、そういうときにカンファレンス等でこういった点をまた取り上げていきたいと考えております。

○森総括審議官 田辺委員、それから島崎委員からもこの基本計画の実施と測定指標のお話が出ましたけれども、政策評価というのは政策の達成度合いをできるだけ客観的な指標を用いてわかるようにする、こちらに関しては不断の努力を続けていかないといけないと思いますが、一方で、この資料1-1にありますように、これは島崎委員からご指摘いただいたように、3のところでございますけれども、いわばよりよい金融行政にしていくためには、1つの目標ではなくて、例えば金融システムにとりましても、「金融システムの健全性確保」と「金融円滑化」の中でどういうバランスが適正かという、次元が1つ高くなったところで最適なポイントを見つけていくという作業になってくるわけです。例えばシステムの健全性確保でしたら、自己資本比率が高かったり、不良債権比率が低ければ低いほどいいというんですけど、他方で金融の円滑化から見ると、また違う測定の指標という

のが出てくるので、そういった多次元の目標の中から一番最適な点を選んでいくという使命があるわけで、そこでそれをどういう指標ではかっていくかという問題がございます。

それから、金融行政でも極めて透明なルールを敷いて、そのルールを満たしていればいいというだけでなく、プリンシプルベースの監督とルールベースの監督というのをあわせていかないといけないと思います。例えば、金融機関がルールを守る、すなわち、コンプライアンスがよければ、例えば企業のニーズに即したサービスが提供できるかという、十分条件にはなっていないと思います。「基本的考え方」でもプリンシプル、例えば国民の経済の発展とか、国民の生活の向上に貢献するような金融のプレーヤーのあり方とか、金融市場のあり方はどうかと、そういったことに真剣に取り組んでいきたいと思いますので、金融行政の質を高めていく上で適切な指標というのをどういう形で図っていくか、他方で透明性、客観性の要請がございますので、そこでどういう工夫ができるか、引き続き考えたいと思います。

それから、田辺委員からご指摘いただいた、総務省の事前分析表等の話につきましては、政策評価室長から答えさせていただきます。

○鈴木政策評価室長 私からは、政策評価の事前分析表等についてお答えいたします。

今年度から、昨年度一部の省庁で試行された事前分析表にかかる分析を始めることとされていることは、承知しております。

また、成果重視事業、租税特別措置に関する評価についてのご指摘がございました。

これらについては、予算要求や税制改正要望を踏まえまして、8月末の次回の会合において、実績評価を行って翌年度の予算要求に結びつけていく時点で取り上げさせていただきたいと考えております。

さらに、R I A（規制の事前評価）についてもご指摘がございました。個別の規制に関する事前評価につきましては、個別の規制の検討をする段階で個別に検討させていただき、総務省にも提出させていただいているところであり、規制の改廃に応じて実施しているところでございます。ご理解いただければと思います。（（注）これまで、R I Aを実施する予定の制度改正については、実施計画にその旨を記載して明示してきたところであり、委員のご指摘を踏まえ、当該記載を追加する修正を行うこととした。）

○富田座長 既に委員の皆様より本質的な問題についての問題提起、そして金融庁側よりご回答いただきましたので私から追加的な意見というのはそれほどないのですが、3点だけ指摘させていただきたいと思います。

今回の新しい基本計画におけます3つの基本政策というのは、金融システムへの参加者、つまりは広くは国民にとりまして、この基本認識を共有できるものだと思います。その際、先ほど、島崎委員からもご指摘がございましたが、「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」、「利用者保護と利用者利便の向上」、「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」、これらが時としてトレードオフの関係に陥るという問題であろうと思います。それを先ほどご指摘がありましたように実施計画を策定する際に、それらを落とし込んでいくということも大事であります、いつブラックスワンが飛んでくるかもしれませんし、どういうことが起こるかもしれませんので、これらの問題をすべてバランスよく絶えず追求していくことが大事だと思うのです。その際に、次に述べます2点と関係するのですが、金融庁の守備範囲だけでとどまる問題かどうかということがエクスキューズにならないようにというのが大きな国民からの期待だと思います。

その点について2つ申し述べたいのですが、施策Ⅱ－3の「資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備」ということに関係しますが、投資信託法制の見直し、あるいはその社会環境にふさわしい保険商品の提供といったことは、ここに掲げられているとおりの重要な施策であります。この施策の充実を図るためには金融庁の守備範囲にとどまらない、例えば厚生労働省所管の年金制度に大きく関係することもございましょう。そうした省庁横断的な検討も必要でありましょうし、また、規制の見直しだけでこうした投資信託の市場が大きく拡大し得るとは思えません。そこで、業界の自主的な経営の取組みを促すための方策といったことも検討される必要があるのではないかと思います。

また、施策Ⅲ－2のところ、田辺委員からご指摘がございました、総合取引所の項目でございます。この総合取引所の創設の推進といったことは何年も前から掲げられておりますが、まだ進捗が見えるとも思えません。先ほどご指摘もございましたが、その制約は何かということを示すことも必要だと思います。先ほど現物市場とデリバティブ市場との統合といったことがご指摘ありましたが、これまで農水省や経産省が権限を残すことにこだわっていたということがあったとしても、それはさておきまして、総合取引所、仮に実現いたしました場合に、我が国経済の成長の礎としてどういう役割を果たし得るかとか、そうしたビジョンの提示ということも必要ではないかと思います。

以上、僭越ながら3点ご指摘させていただきました。

○森本総務企画局長 富田先生からご指摘いただきました、まず2のⅢの国民の資産形成

の観点から投信や保険の制度の見直しについて金融庁の守備範囲にとどまらない検討をすべきじゃないかというご指摘でございますが、おっしゃるとおりだと思います。投信にしましても保険にしましても、規制がおかしいところを見直すだけでは必ずしも所要の政策効果が得られるものとは思えない状況に最近なってきておりまして、例えば投信ですと、まず規模の問題で言いますと、アメリカとよく比較になるわけですが、アメリカの場合は確定拠出型年金が大変発達しているというようなこともあって、投信で国民の資産形成が大変担われているという実態があるわけございまして、先生おっしゃるような年金制度との関係というのは、我々、現在、金融審で検討しているわけですが、そうした金融庁の規制にとどまらない論点も検討してまいりたいと考えております。

また、単純な規制の見直しで実現できないという意味では、同じく投信では、どうも投信のマーケットというのは実際には日本の場合は不思議なゆがみがあると言われております。新しい商品が次々と出て、それを投資家にどんどん販売するわけですが、それがどうも長期に投資の対象にならなくて、数年もすると大半の投資家がまた新しいテーマの商品に乗りかえるといったような現象があります。これは販売会社の手数料獲得といった行動原理がマーケットに影響を与えているのではないかというご指摘もありまして、そうした業界の、いわば取組みをどう望ましい方向に促していくのかという観点から、我々も先生ご指摘のような単純な規制の見直しということだけでなく、検討していかなければいけないというふうに考えております。

それから、もう一つは、施策Ⅲ－２の総合取引所でございますが、今回、総合取引所の規制や制度の枠組みを法案という形で提案させていただいておりますので、その点は以前に比べますと、農水省、経産省との関係も含め、前進が見られたところだとは思いますが、ただ、富田先生ご指摘のように、十分ビジョンが示されているのかといった点については、アジアのメインマーケットにするとか、システムで国際競争力を強化するとか、部分的にはいろいろなことが示されているのですが、十分な説得力を持って示されているのかという点については、おっしゃるような問題があると思いますので、我々、さらに検討していきたいと考えております。

それでは、これから本当に総合取引所を実現させる際の制約は何かという点でございますが、私どもが感じておりますのは、総論としてはいいことじゃないかと言っていただく人が多いと思います。例えば、投資家でいえば、現在、国内の商品取引の大きな投資家と思われる商社でありますとか航空会社は、例えばエネルギー、燃料のヘッジを海外の市場

でしているわけでございまして、国内でできるのならそのほうがありがたいといった声も聞いております。また、業者も取引が大きくなるのであれば一般的には望ましいんだと言っているわけです。総論としてはそういうことで皆さん大体ご賛同いただいているのですが、各論になりますと、例えば、今、商品取引を扱っている業者の人が、総合取引所になったときに、ちゃんと自分たちも参加していけるのか、淘汰されたり脱落したりしないのかとか、そういった、より各論的な不安というのがございまして、総合取引所になったときに、取引所からしますと、金のような比較的メジャーなものはあるいは取引が伸びるかもしれませんが、もっと個別の商品についてはほんとうに取引が生き残っていけるのかとか、そういった懸念も示されておるところでございまして、私どもとしましては、総論でご理解いただいても各論のさまざまな不安を丁寧に取り除いて、なるべく多くの人にご理解、賛成していただくことが、先生ご指摘の制約を取り除くことになるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○細溝監督局長 規制の見直しだけではなくて、業者にどのような自主的な取組みを促しているのかという点、富田先生からのご質問でございます。

今年度の監督方針で、コンプライアンスは単に法令を遵守するだけでなく、顧客の求める水準を認識し、その期待にこたえていくことが重要であると、こう言うておりまして、今まで適合性の原則は販売勧誘時だけをやかましく言うておりましたが、金融商品の開発段階においても適合性の原則を念頭に置くようにと、この点を着眼点にしております。

それで、どういった点を着眼点にしているかといいますと、どのような経営方針のもとでどのような金融商品、サービスを、どのような属性の顧客に提供しようとしているか、短期的な利益追求や利益相反などによりゆがんだインセンティブに動機づけられていないか、経営方針が営業現場で徹底されているか等を経営陣を含め内部でチェックする体制が整備されているかといった点に我々は留意していくということを明確にしておりまして、業界に対するメッセージを発しているという状況でございます。

○富田座長 ありがとうございます。

本日はいろいろ貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

では、最後に、本日の会議の総括といたしまして、長官より一言、よろしく願いいたします。

○畑中長官 本日は大変お忙しい中、翁先生、吉野先生、島崎先生、田辺先生、富田座長

には本当にありがとうございました。

先生方は金融行政や金融のさまざまな活動に対して深い知見を持っておられまして、常々ご指導いただいておりますので、今日いただきましたいろいろなご意見は、私どもも思い当たる弱い部分でございまして、部局長からいろいろお答えいたしました。なかには苦しいお答えをしていた部分もございまして。いただきましたご意見は一部につきましては今すぐこの場で達成しておりますというふうには申し上げられませんので、この1年の具体的な取組みを通じてお答えを示させていただくと、そういうことでご理解を賜ればと存じます。

せっかくの機会ですので、金融庁として今考えておりますことを概略的に申し述べさせていただきます。私どもの使命は言うまでもなく3つございまして、金融システムの安定、利用者保護・利便の向上、公正・透明で活力ある市場をつくっていくということでございます。こういう私どもの目的や使命を果たすために、日々の行政運営をどのように展開していくかということでございますが、5年ぐらい前に始めましたベター・レギュレーションというものを今後とも基本に据えまして、1つはリスク感応度の高い行政を目指していく。2つ目には、国民、利用者目線に立った行政を進める。3点目は、場当たりの対応ではなくて、将来を見据えた行政対応に努める。4点目は、マーケットのプレーヤーであるところの金融機関の自主的な経営改善なり経営判断に役に立つアドバイザーを目指す。この4点を今年も去年同様掲げて努力をしまいたいと思っております。

今日は、5年の中期計画というものをお示しいたしました。私も初め聞いたときには少し戸惑いました。5年も変わらない計画というものがあるのかなという気もいたしましたが、議論しておりますと、金融行政が目指すべき方向性というのはそう大きくは変わらないのではないかとということで、今回、こういうものをベースにして、また新しい要素が出てくればそれを加味して修正をしていくということでお諮りをしたところでございます。

マクロ的な話からミクロのお話までございましたが、今私が頭の中であれこれ考えております金融庁の課題というのを例示的に申し述べさせていただきます。

まず1つ目は、現在、進行中のヨーロッパの債務危機への警戒を怠らないということでございます。あらゆるリスクの兆候を見逃さずに、すきを見せないということであろうと思います。ソブリンリスクを含むリスク管理に万全を期すということで、日本銀行、財務省、そして海外当局と、これまで以上に十分な連携を図ってまいりたいと思っております。また、こうした問題を考える際には、マクロプルーデンスというのは確かに大事で、これ

も日本銀行とよく議論しているのですけれども、金融的なリスクだけではなくて、政治、社会、また地政学的リスクとか、あるいは自然災害リスクとか、これまで認識をしておりますが、金融以外のリスクというのがグローバル化して、しかも相互に非常に深い関連を持つ。この分析にもう少し意を用いる必要が金融監督上もあろうかという問題意識を持っております。

それから2つ目は、言うまでもなく、震災復興に全力を挙げるということでございまして、復興元年、この実を上げていくということで、例えば二重ローンの問題でありますとか、個人や企業の再生支援に全力を挙げていく。政府全体として連携をとりながら全力を挙げるというテーマでございまして。

それから3つ目は、円滑化への対応ということで、民間の金融機関のほうには、それぞれの貸先企業にとって最も適わしいソリューションを提案し、それを実行する能力を向上させてほしいということをお願いし、また、求めていく必要があると思います。先般延長されました企業再生支援機構と全国の中小企業再生支援協議会の強い連携を確保して、いわゆる出口戦略を確固としたものにしていくというのが今年の大きな課題であると認識をいたしております。

4点目は、コンプライアンスの強化ということで、先ほど来、A I Jの問題でご指摘がございましたが、これに対する原因究明を徹底して行い、再発を防止するための対策をしっかりとっていく。また、この問題以外にも日々起こっております顧客とのさまざまな接点、局面における利用者保護上の問題について、今年はさらに取り組む必要がございまして、インサイダー疑惑に代表されますような投資家保護に関する問題には、より厳格な対応を求める必要があると思っております。

こういった問題は狭義の、狭い意味のコンプライアンスにとどまらずに、広い意味の、金融機関なり私ども当局が世の中の一般の方からどういうことを期待をされているのか、そういう水準に見合った顧客サービスなり規制・監督をしていく必要があるという意味で、社会的合理性というふうに呼んでおりますけれども、これは大変大きな課題だと思っております。

それから5番目の成長分野への資金供給なり成長のための施策ということについて、本日多くのご意見をいただきました。個別の具体策は申し述べませんが、やはりGDPの源泉を分析いたしますと、これを稼ぎ出すプラスの要因としては労働生産性のほかに、いわゆる人口が増える人口ボーナスとか、あるいは農業分野からの人口移転とか、いろい

るな要因がございます。一番大事なのはやはり生産性の問題でございます。したがって、アジアに攻めていく、あるいはアジアの力を取り込んでいくときのまず出だしとしては、それぞれの地域や国において成長分野がどこにあるのかという見極めが前提になると思いますし、それぞれの国の施策、政策の方向性ということも見極める必要があると思います。

その上で、日本企業の強みが具体的にどこにあるのかという見極めをした上で、民間企業、民間銀行、あるいは政府系金融機関、そういったところが手を携えて1つの目標に向かってやっていくというのが今後の大きな課題であると思います。また、総合取引所については、これはいろいろご意見はあろうかと思いますが、ここまで取引所の国際的地位が下がっておりますので、この失地回復を図るということは避けて通れない現実の課題であると思っております。

また、成長政策の中では、少子高齢化ということをお我が国においてしばらく前提とせざるを得ない、その中でいかにしてリスクマネーを提供していくかということからいたしますと、やはり税制の問題というのをもう少し深く検討する必要があるのではないかと考えております。

それから6番目の課題は、国際金融規制の枠組みづくりへの積極的貢献ということで、IOSCOの議長に河野国際審が指名をされたというのは大変意義のあることだと思っておりますけれども、規制の枠組みというのはそれだけでバブルや金融破綻を回避できるわけではございませんで、最も重要なことはプレーヤーである金融機関の自己規律を高めるということと、私ども監督当局の能力を向上させない限り、幾らこういう枠組みを精緻化しても限界がある。この辺の主張も含めて今後引き続き積極的に発信をしてまいりたいと思っております。

それから、もう一つ、7番目といたしましては、人材の確保・育成、それから現在抱えております人員の効率的配置ということが大変重要でございます。専門分野としてはリスク管理とかバーゼル規制、あるいは日々の検査監督、こういうエンフォースメントの部隊の効率性の向上、質的な向上というのが不断の課題でございます。そうした上で必要最小限の増員についても先生方のご支援を賜ればと思います。

また、今日も出ておりましたBCPの緻密化といえますか、これが大変重要な課題でございます。去年災害が生じたとき、一番こたえましたのは、電気が止まるということで、電気の流れと決済システムが直結しているということを思い知らされました。それから、地震後お金を運ばなければいかんというときに、お金は日銀が供給してくれたんですけれ

ども、現金を運ぶ車が動かないということで、物流とお金の流れが極めて近接しているということも初めて学んだところでございます。金融庁のこのBCPは他の役所に比べて相対的にはレベルが低くないと思っておりますが、さらに日本銀行とも連携をして、外部の金融機関なり取引所との連携、特に首都直下型の激震に対して政府全体としてどう対応していくかということも含めて、これも積極的な対応を図ってまいりたいと思っております。

最後に、私どもそれぞれの職員の質的なレベルということでございます。検査を中心にしてベター・レギュレーションという取組みを大分やってきておりまして、一応、金融機関との間の対話ですとか意思の疎通という第一レベルはクリアしつつあると思っておりますが、このエンフォースメントにおきましても、じゃあ實際役に立つレベルに達しているのかということではまだまだ課題が多くございますし、企画なり構想力という点では他省庁に比べてまだ私はそれほど強くないと思っております。そういう意味では政策官庁としての力量をアップしていくというのが組織全体としての大きな課題になろうかと思っております。その上で富田座長がおっしゃったように、あらゆる問題が提起された場合に、金融庁としてその議論から逃げない、エクスキューズを言わないというような役所を目指していくのかなと思っております。

終わりに、政策評価の意義は、申すまでもございませぬけれども、プレーヤー自らが目標を立てて第三者の先生方に評価をしていただくPDCAということで、さらに高い目標を設定して、自律改善につなげていくという、そういうメカニズムでございます。その際、できるだけ高い目標を掲げ、中長期の目標をはっきりさせ、しかし一方でできるだけ具体的な目標を掲げていく必要があろうかと思っております。そういう意味で私どもこれから精いっぱい取り組んでまいりますので、ご列席の先生方におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻をぜひよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○富田座長 長官、どうもありがとうございました。

事務局におかれましては、本日の会議で委員の皆様方からいただきましたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、基本計画等を取りまとめていただきたいと思います。

それでは、終了の時間も近づいてまいりましたので、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○鈴木政策評価室長 本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。今後のスケジュール等につきましてご説明いたします。基本計画等につきましては、本日、皆様方からいただきましたご意見を踏まえまして、必要に応じ基本計画等の修正を行いまして、修正点

については委員の皆様方に個別に説明させていただきたいと思います。その修正等も踏まえまして、5月末をめどに公表したいと考えております。

あわせて、本日の議事要旨及び議事録につきましては、お手数ではございますが、後日内容のご確認を事務的にお願いしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

最後に、次回の有識者会議ですが、23年度の実績評価書等について例年どおり8月末までに取りまとめる予定としております。8月上旬ごろにご審議いただきたいと考えておりますので、時期が参りましたら改めて日程等のご相談をさせていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○富田座長 予定の議事もすべて終了いたしましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時40分 閉会